


# 山形県 の 監査

監査のあらまし・令和元年度の監査結果

令和3年2月

 山形県監査委員事務局

# 山形県の監査

## 目 次

### 監査制度の概要

1 監査委員とは	.....	P 1
2 監査委員の役割	.....	P 1
3 監査の種類	.....	P 2
4 監査の流れ	.....	P 3

### 令和元年度の監査結果

1 定期監査	.....	P 4
2 行政監査	.....	P 6
3 財政的援助団体等監査	.....	P 7
4 決算審査等	.....	P 8
5 住民監査請求による監査	.....	P 10

監査委員事務局	.....	P 12
---------	-------	------

## 1 監査委員とは

県の行財政が公正で効率的に運営されているかどうかをチェックするために、地方自治法に基づき設置される、知事から独立した執行機関です。

本県の監査委員の定数は4名で、議員の中から選任される「議選委員」と、行政運営に関し優れた識見を有する「識見委員」で構成されています。

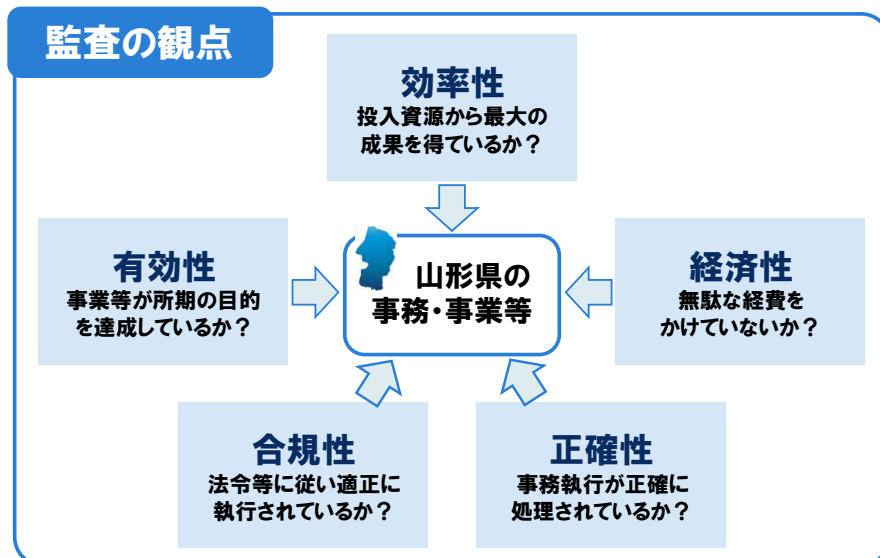
### ■ 山形県監査委員（令和3年2月1日現在）

氏名	区分	就任年月日
小野 幸作 (おの こうさく)	議選委員 (非常勤)	令和元年5月28日
木村 忠三 (きむら ちゅうぞう)	議選委員 (非常勤)	令和元年5月28日
武田 一夫 (たけだ かずお)	識見委員 (常勤・代表監査委員)	平成29年4月1日
海老名 信乃 (えびな しの)	識見委員 (非常勤)	令和元年7月14日

## 2 監査委員の役割

監査委員は、県の仕事（財務や事務・事業等）について、法令等に従い適正に行われているかだけでなく、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかなどの観点からチェックを行い、問題点を指摘し改善を求めることで、公正で効率的な県政の確保を図っています。

また、監査の結果については、県公報やホームページなどで県民の皆さんにお知らせするとともに、議会や知事等に提出しています。



### 3 監査の種類

監査委員は、法令に基づき、様々な種類の監査を行っています。主な監査の種類は、次のとおりです。

監査の種類 (根拠法令)	概要
定期監査 (自治法 199 条①、④)	県の全機関における財務事務の執行や公営企業に係る事業の管理を対象とした監査。毎会計年度に一回実施。
随時監査 (自治法 199 条⑤)	定期監査以外に随時に行う監査。定期監査を補完する場合など、監査委員が必要と認めるときに実施。
行政監査 (自治法 199 条②)	県の事務の執行について、監査委員が特定のテーマを選定して行う監査。監査委員が必要と認めるときに実施。
財政的援助団体等監査 (自治法 199 条⑦)	県が出資や補助金を交付している団体等を対象に行う監査。監査委員が必要と認めるとき等に実施。
決算審査 (自治法 233 条②、公企法 30 条②)	県の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算についての審査。毎会計年度に一回実施。
基金運用状況審査 (自治法 241 条⑤)	定額の資金を運用するために設置されている県の基金の運用状況についての審査。毎会計年度に一回実施。
健全化判断比率等審査 (健全化法 3 条①、同法 22 条①)	県の財政状況を表す指標である「健全化判断比率」、「資金不足比率」の審査。毎会計年度に一回実施。
内部統制評価報告書審査 (自治法 150 条⑤)	県(知事部局)の内部統制について評価した報告書の審査。毎会計年度に一回実施。(※審査は令和 2 年度会計分から実施。)
例月出納検査 (自治法 235 条の 2①)	県の一般会計、特別会計及び公営企業会計の現金の出納や保管が適正に行われているかについて、毎月行う検査。
住民監査請求による監査 (自治法 242 条④、⑤)	県の執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等があるとして、県民から請求されたものについて行う監査。

自治法 = 地方自治法      公企法 = 地方公営企業法      健全化法 = 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

#### 参考：外部監査制度

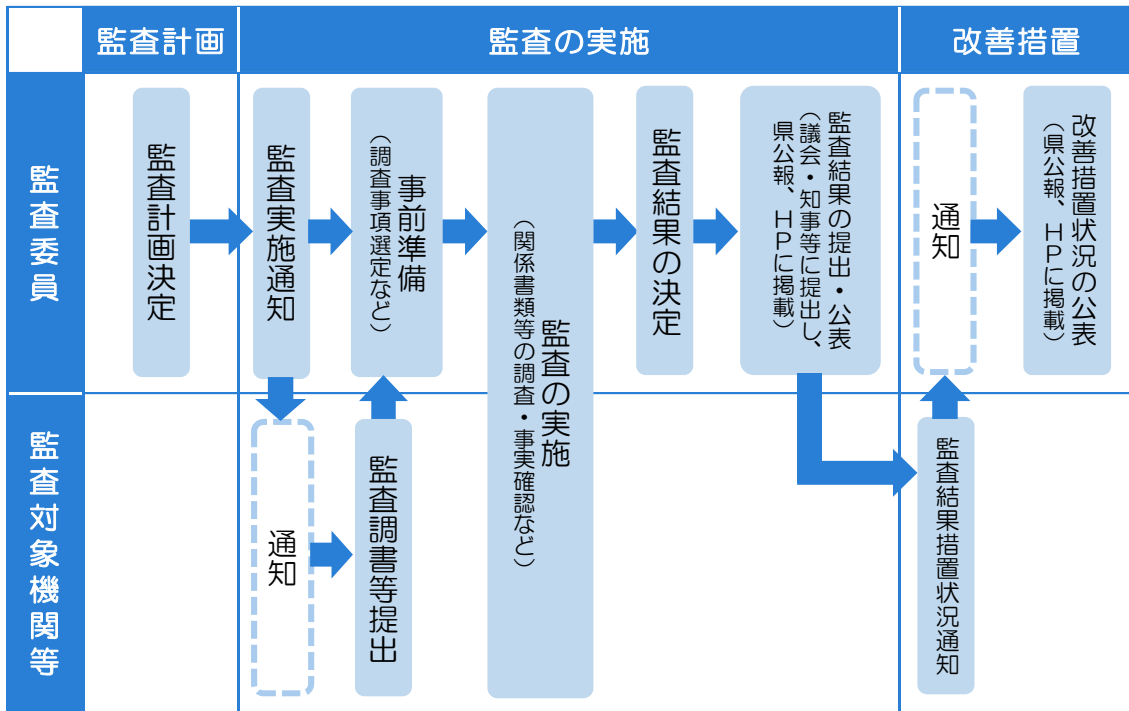
地方公共団体の監査には、監査委員が行う監査のほかに、知事が契約を結んだ外部の専門的知識を有する第三者（公認会計士、弁護士など）が行う外部監査があり、監査制度の一層の充実を図ることを目的に平成 11 年度から実施されています。

【包括外部監査】 県の事務・事業のうちから、外部監査人が必要と認めるテーマを選んで監査を行うもので、毎会計年度に一回以上行っています。

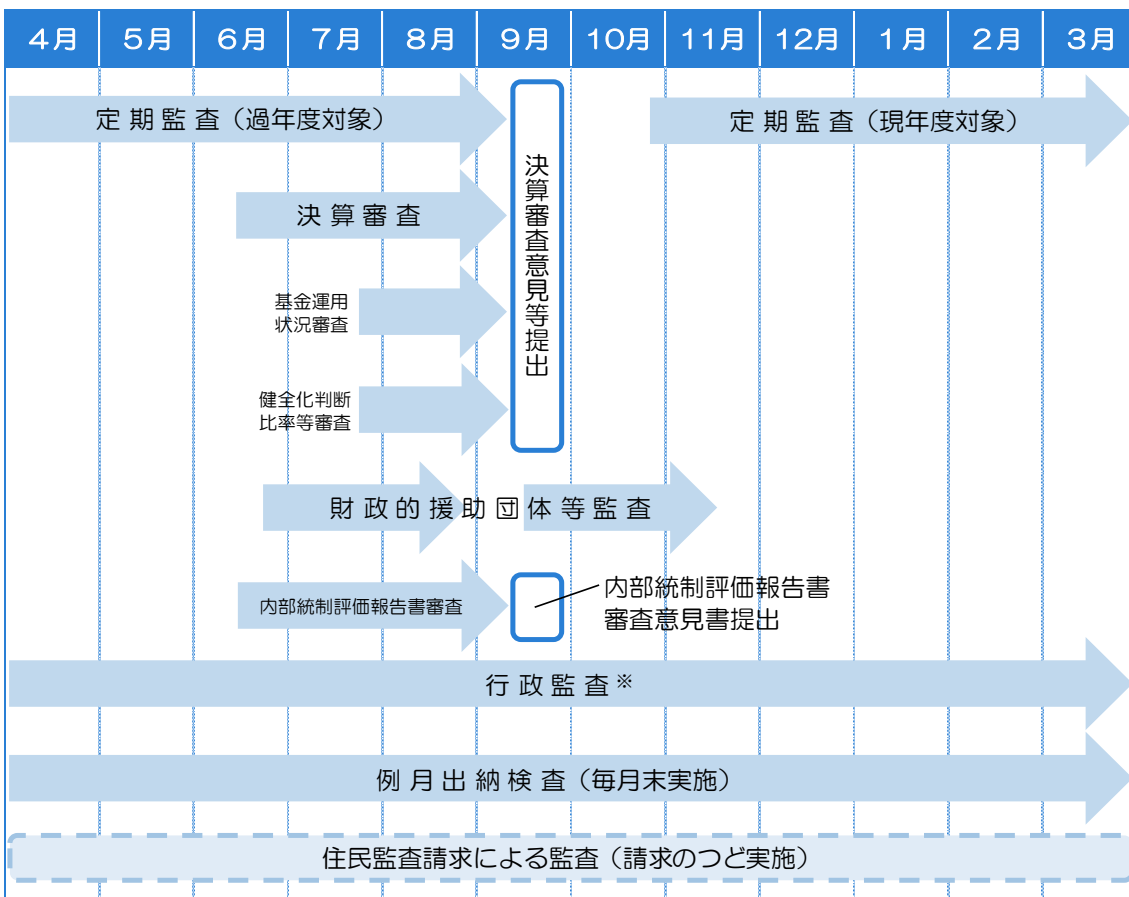
【個別外部監査】 ①直接請求による監査、②議会の請求による監査、③知事の要求による監査、④知事の要求による財政的援助団体等の監査、⑤住民監査請求による監査について、外部監査人によることを求められた場合、外部監査人が監査委員に代わり監査を行うものです。

## 4 監査の流れ

### ■ 監査事務の流れ



### ■ 監査等の実施期間



※ 行政監査は選定するテーマによって実施期間が異なります。

## 1 定期監査

県の財務に関する事務の執行が適正で効率的かどうか、また、県が経営する事業の管理が合理的で能率的かどうかを主眼として、本庁のほか、総合支庁、電気水道事務所、県立病院、県立学校、警察署などの出先機関全てを対象に、毎会計年度に一回、監査を行っています。

### ■ 定期監査 実施機関数（令和元年度会計対象）

会計	実施機関数		
	本庁	出先機関	計
普通会計	81	139	220
企業会計	1	5	6
病院事業会計	1	4	5
計	83	148	231

### 監査の結果

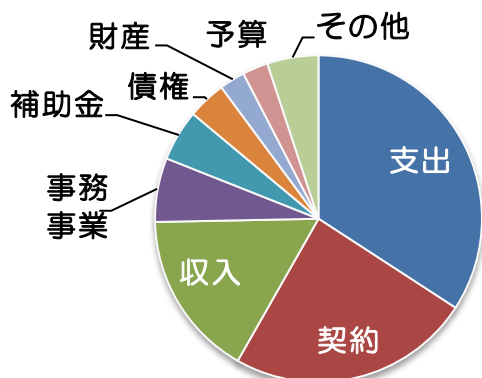
令和元年11月から令和2年9月にかけて定期監査を実施し、あわせて27件の指摘\*、52件の注意\*を行いました。

### ■ 指摘・注意事項の件数

（単位：件）

事項	指摘	注意	計
支出事務が適切でないもの	5	22	27
契約事務が適切でないもの	7	12	19
収入事務が適切でないもの	5	8	13
事務事業の執行管理体制が適切でないもの	5	—	5
補助金等の交付事務が適切でないもの	1	3	4
債権管理事務が適切でないもの	1	2	3
財産の管理が適切でないもの	1	1	2
予算の計画的・効率的な執行等がなされていないもの	—	2	2
その他（前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの）	2	2	4
計	27	52	79

（普通会計と公営企業会計の合計）



※指摘事項：法令等に違反し重大なもの、著しく妥当性を欠くもの、効率性、経済性等の観点から、明らかに改善を要するものなど

※注意事項：指摘には至らないが、さらに的確な事務事業の執行等を促す必要があるもの、その他注意することが適当なもの

## 主な指摘・注意事項

監査の主な指摘・注意事項の概要は次のとおりです。

### ○支出事務が適切でないもの（27件）

- ・請求書を受理しているにもかかわらず、契約書や法令等で定められた支払期限までに支払をしていなかったもの
- ・履行検査が完了したものの、未請求を理由に、検査完了日から2か月を超えて代金の支払を行わなかったもの
- ・旅行日から2か月を超えても出張旅費が職員に支給されていないものが多数あるもの など

### ○契約事務が適切でないもの（19件）

- ・契約保証金の徴収や変更の手続等が適切でなかったもの
- ・入札事務等に不備があり、落札決定後にその決定を取消したもの
- ・必要な契約書を作成していなかったものや、必要な手続を経ずに契約を締結したもの など

### ○収入事務が適切でないもの（13件）

- ・収入の調定手続が調定すべき日から1か月を超えて遅延したもの
- ・領収した現金の金融機関への払込みが遅延したもの など

### ○事務事業の執行管理体制が適切でないもの（5件）

- ・県の事務遅延により、事業者に損害を与えたため、その賠償を行ったもの
- ・契約の相手方決定後においても契約書を作成せず、代金支払が滞り、支払が次年度になったもの など

### ○補助金等の交付事務が適切でないもの（4件）

- ・交付申請受理から交付決定までに要した期間が3か月を超えるなど、補助金等の交付事務が遅延したもの
- ・補助事業に要する経費の区分に大幅な増減があったにもかかわらず、交付要綱で定める変更承認手続を行っていないもの など

### ○債権管理事務が適切でないもの（3件）

- ・使用料収入が未済となっていたにもかかわらず、正当な理由もなく督促を行わなかったもの
- ・授業料納付遅延に係る延滞金の徴収手続をしていなかったもの など

### ○財産の管理が適切でないもの（2件）

- ・教育財産の目的外使用許可を行わず、使用させているもの など

### ○予算の計画的・効率的な執行等がなされていないもの（2件）

- ・金券の管理に問題があり、未使用のまま有効期限を経過したもの など



## 2 行政監査

行政監査は、県の事務の執行の中から特定のテーマを選定して行う監査です。

令和元年度は定期監査に併せて全機関を対象に実施し、財務事務の適正執行を確保する観点から、①職員の事務処理能力の向上、②進行管理とチェック機能の強化、③所属長等による適正なマネジメントの3項目に関する取組状況について、調書の作成を求め、所属長等からの聴取りなどにより確認しました。

### 監査の結果

定期監査における指摘等の件数は、ここ2年間は前年度を下回る状況でしたが、3年ぶりに前年度(57件)を上回り79件と大幅に増加しています。遅延や錯誤など不適切な事務処理の原因として、業務の進捗状況の把握や決裁過程におけるチェックが組織として十分行われていない実態などが認められました。

こうした状況を踏まえ、「令和元年度山形県歳入歳出決算審査意見書」において、以下のとおり実効性のある対策の検討と実施を求めました。

### 令和元年度山形県歳入歳出決算審査意見書(抜粋)

以下の点に留意し、実効性のある対策の検討と実施が必要です。

#### (ア) 組織としての進行管理とチェック機能の強化

出先機関には本庁等からの指導・支援を

- 各所属では、職場の実態を十分点検し、事務処理の進行管理や内容のチェックを的確に行い、職員が協力しながら運用することが必要です。
- 特に、不適切な事務処理が多い所属等においては、取組方針等について、職員全員に徹底を図ったうえで、確実に効果につながる対策を講じる必要があります。

具体的手順や留意事項など

#### (イ) 所属長によるマネジメントの強化

所属長は組織運営の責任者として重要な役割を担っています

- 所属長は、常に不適切な事務処理の発生リスクがあることを認識したうえで、業務の執行状況の把握、効率的で適正な遂行を可能とする環境づくりと運用管理などについて積極的に取り組む必要があります。
- 職場内では、個々の職員の業務実態等を踏まえた業務の平準化、職員の研修会参加、効果的なOJT実施など、事務処理体制の一層の強化を図る必要があります。

#### 入札契約事務の適正執行について

- 入札契約事務に係る不適切な事務処理が多く発生しています。これらのミスは、事業者にも余分な負担を強いるとともに、事業の遅延により県民生活に影響を及ぼす可能性もあり、県行政に対する県民の信頼を失墜させてしまうことも懸念されます。職員一人ひとりが、絶対にミスを発生させないという強い意識を持ちながら、一丸となって再発防止に努める必要があります。



### 3 財政的援助団体等監査

県が資本金等の4分の1以上を出資している団体や県が補助金等の財政的援助を与えている団体等の中から毎年度30団体程度を選定し、出納その他の事務の執行が、財政的援助等の趣旨に沿って行われているか、また、法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかなどの観点から監査を行っています。

■ 財政的援助団体等監査の状況（令和元年度会計対象）

実施機関類別・実施機関数				
出資団体	補助等団体	指定管理者 <sup>※1</sup>	債務保証団体 <sup>※2</sup>	合計（実数） <sup>※3</sup>
14	10	10	2	27

※1 指定管理者：県が設置した公の施設を管理運営している団体

※2 債務保証団体：県が借入金の元本又は利子の支払を保証している団体

※3 団体数合計：同一団体で複数の類別に該当する場合がありますので、合計の延べ数と実団体数は異なる。

**監査の結果**

令和2年7月から11月にかけて、27団体に対して監査を実施し、対象となった全ての団体の出納その他の事務の執行状況について、総体として適正に処理されていることが認められました。

**監査実施団体一覧（令和元年度会計対象）**

- ・山形県公立大学法人
- ・公立大学法人山形県立保健医療大学
- ・地方独立行政法人山形県・酒田市病院  
機構
- ・公益財団法人山形県企業振興公社
- ・山形県信用保証協会
- ・公益財団法人やまがた農業支援センター
- ・公益財団法人山形県林業公社
- ・山形県土地開発公社
- ・山形県道路公社
- ・公益社団法人山形県観光物産協会
- ・学校法人東北公益文科大学
- ・山形空港ビル株式会社
- ・庄内空港ビル株式会社
- ・公益財団法人山形県国際交流協会
- ・公益財団法人山形県建設技術センター
- ・特別法人山形県住宅供給公社
- ・山形県産業科学館共同管理者
- ・株式会社グリーンバレー神室振興公社
- ・株式会社モンテディオ山形
- ・鼠ヶ関自治会
- ・株式会社ヤマコー
- ・神室少年自然の家管理企業共同体
- ・さがえ・ふるさと共同企業体
- ・山形県漁業協同組合
- ・公益社団法人山形県トラック協会
- ・一般社団法人山形県バス協会
- ・山形県高等学校体育連盟

## 4 決算審査等

監査委員は、知事からの依頼に基づき、一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算や基金の運用状況等について審査を行い、意見書を提出しています。

### (1) 決算審査

#### ○ 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査

**審査の目的** 決算の計数が正しいか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産の管理状況について審査しました。

**審査の対象** 令和元年度山形県一般会計及び11の特別会計

**審査の結果** 一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数は、正確であると認められました。

また、予算執行、会計経理事務処理並びに財産の取得、管理及び処分については、一部に是正、改善を要する事項が見られたものの、総体として適正に行われているものと認められました。

その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

#### 持続可能な財政基盤の確立に向けた取組について

本県の財政状況について、実質公債費比率は低下したものの、県債残高は2年連続で増加し、経常収支比率は高率で、財政の自由度は低い状況にある。

今後、「第4次山形県総合発展計画」に基づいた県づくりを進めるうえで、歳入・歳出の両面にわたり、持続可能な財政基盤を確立し、自主性・自立性の高い行財政運営を実現する必要がある。

歳入においては、高い水準にある県税収入率の持続、未収金対策の推進などにより、自主財源の拡充に努める必要がある。

歳出においては、事務事業の見直しや改善、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による歳出の見直し、行政経費の節減、事務の効率化に一層努める必要がある。

#### ○ 公営企業会計決算審査

**審査の目的** 決算の計数が正しいか確認するとともに、経済性の発揮及び公共の福祉増進の観点から、各会計の経営成績や財政状態などについて審査しました。

**審査の対象** 令和元年度企業局所管4事業会計（電気事業会計、工業用水道事業会計、公営企業資産運用事業会計及び水道用水供給事業会計）及び病院事業会計

**審査の結果** 各事業会計とも、決算関係書類は地方公営企業法その他の関係法令に準拠し、企業会計の原則に基づき作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していると認められました。

また、事業はその目的に沿って運営されていると認められました。

財務事務については、一部に是正、改善を要するものが見られたものの、総体として適正に行われていると認められました。

その他の点について、監査委員が付した意見のうち主な内容は次のとおりです。

### 企業局所管4事業会計

公営企業の経営環境については、人口減少に伴う需要の減少などが見込まれる中、老朽化した設備が相次いで更新時期を迎え、計画的な投資が求められており、さらに、大規模な地震に対応するための耐震化や、自然災害に際して安定したサービス供給体制の確立などが課題となっている。

こうしたことを踏まえ、「山形県企業局経営戦略」に基づき、社会情勢の変化や様々な課題に対応しながら中長期的な視野に立って計画的な事業の運営を行い、本県産業経済の発展と県民福祉の増進に寄与することを期待する。

### 病院事業会計

県立病院は、県全域又は地域における基幹的・中核的役割を担い、県民に高度医療や、専門医療、救急医療など、質の高い安全・安心な医療サービスを提供している。

このため、各病院の役割と機能の明確化を図り、持続的・安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、「財務基盤の強化と財務事務の適正化」、「計画的な施設等の整備」及び「医師や専門的な人材の確保・育成」の対応を進めることにより、県民に信頼される県立病院として、引き続き県民医療を守り支える使命を果たすよう期待する。

また、新型コロナウイルス感染症への対応という新たな緊急課題が発生し、病院経営に深刻な影響を及ぼしている。引き続き、県の関係部局等とも緊密に連携しながら、安定した運営体制の確保にあたられたい。

(2) 基金運用状況審査

**審査の目的** 定額の資金を運用するために設置されている基金について、運用状況を示す書類が正しく作成されているか、基金の設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているか審査しました。

**審査の対象** 令和元年度山形県土地開発基金

**審査の結果** 計数が正確であり、基金の設置目的に沿って適正に運用されているものと認められました。

(3) 健全化判断比率審査・資金不足比率審査

**審査の目的** 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政状況を表す指標が適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査しました。

**審査の対象** 令和元年度健全化判断比率、令和元年度資金不足比率（公営企業各会計（5会計）と土地取得事業、流域下水道事業、港湾整備事業の3特別会計を合わせた8会計）

**審査の結果** 各比率は次のとおりで、算定に誤りのないものと認められました。

■ 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
算定結果	—（黒字）	—（黒字）	11.9%	246.0%
早期健全化基準※	3.75%	8.75%	25.0%	400.0%

■ 資金不足比率

	資金不足比率	
	病院事業会計	病院事業会計以外
算定結果	14.5%	—（資金不足なし）
経営健全化基準※	20.0%	

※ 早期健全化基準・経営健全化基準：  
地方公共団体の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準。  
財政状況を表す各指標がこれらの基準を上回る場合には、法に基づき健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない

(4) 例月出納検査

**検査の目的** 毎月一回、各会計における現金出納に関する諸帳簿の計数が正しいか、現金保管状況が適正かについて検査しました。

**検査の対象** 会計局所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金並びに県土整備部、企業局及び病院事業局所管の公営企業各会計

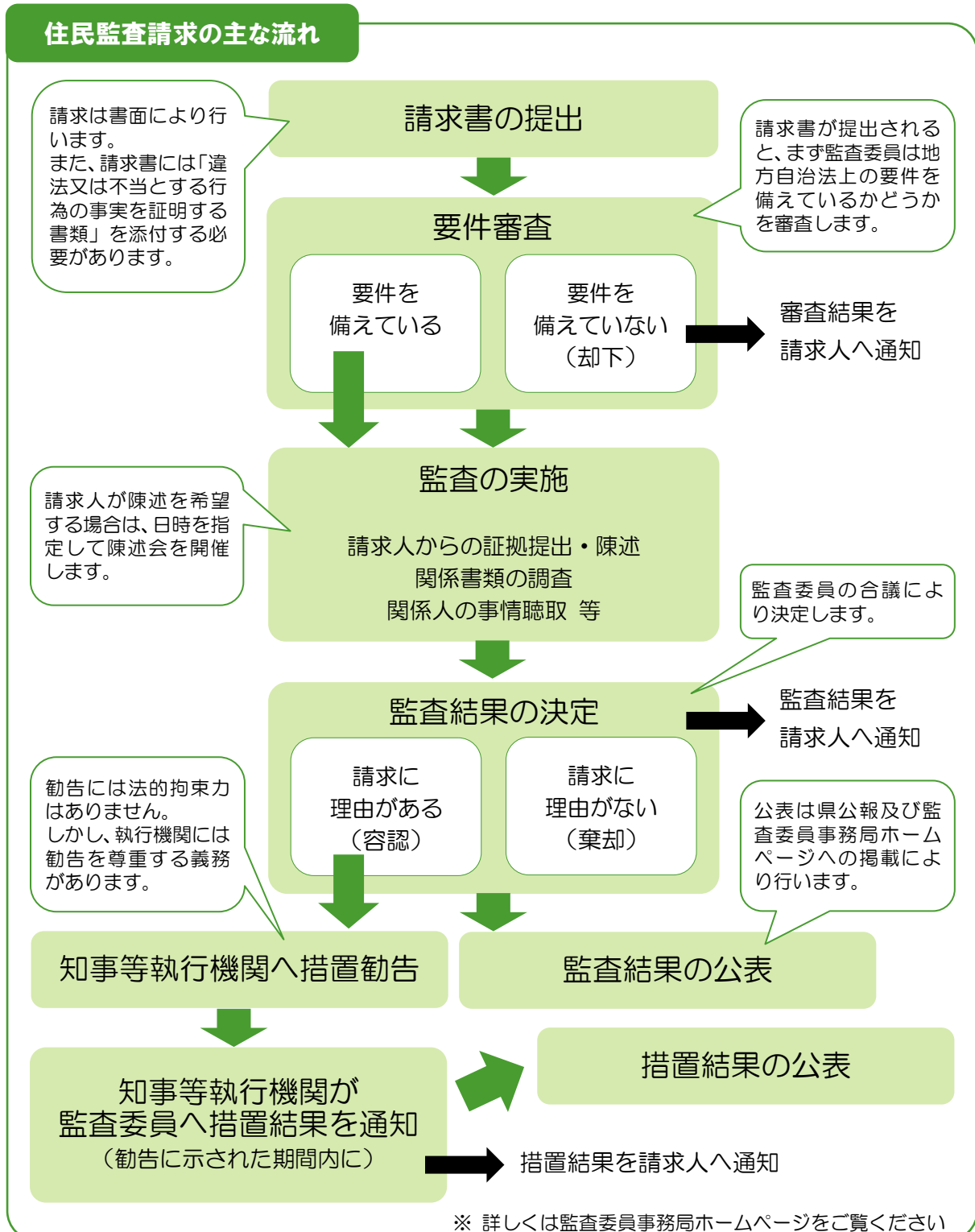
**検査の結果** 現金出納に関する諸帳簿に誤りはなく、各検査日における現金保管も適正に行われていると認められました。

## 5 住民監査請求による監査

住民監査請求は、県民が、県の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときに、これを証明する書類を添えて監査委員に対して監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

令和元年度は、監査委員に対する住民監査請求はありませんでした。

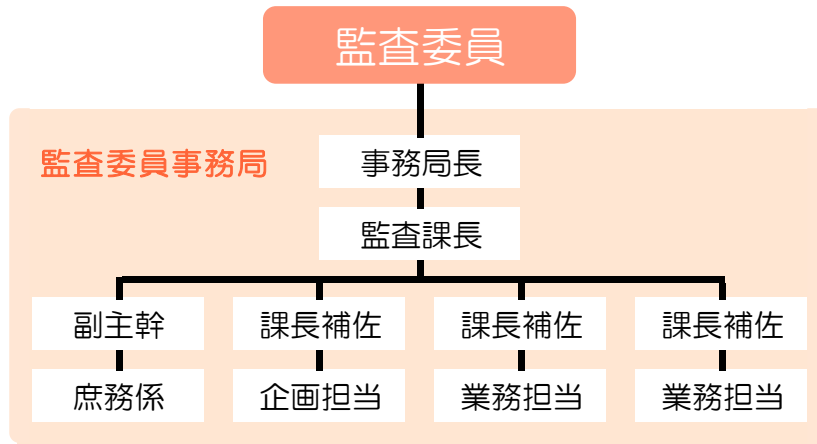
### 住民監査請求の主な流れ



## 監査委員事務局

監査委員の補助機関として、監査委員事務局が設置されています。事務局長以下16名が、監査委員の指揮監督のもと、事前の調査や検査を行っています。

### ■ 監査委員事務局組織図（令和2年4月1日現在）



### 監査委員事務局ホームページ

監査委員事務局のホームページでは、各種監査の結果やそれに対する改善措置の状況、決算審査意見書などを掲載していますので、ぜひご覧ください。

山形県ホームページ <https://www.pref.yamagata.jp/>  
 （トップページ > 組織から探す > 監査委員事務局）

山形県 監査 検索





# 山形県の監査

監査のあらまし・令和元年度の監査結果

令和3年2月発行

発行 山形県監査委員事務局（山形県庁 16 階）  
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1  
電話 023-630-3186

山形県ホームページ  
<https://www.pref.yamagata.jp/>  
（トップページ＞組織から探す＞監査委員事務局）



